

事 務 連 絡  
平成 23 年 12 月 28 日

各都道府県消防防災主管課 }  
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

消防用設備等に係る執務資料の送付について

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめたので、執務上の参考としてください。

なお、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

担当  
消防庁予防課設備係  
岡澤、池町、岡本、長松、大歳、伊藤  
電話：03-5253-7523  
FAX：03-5253-7533

## 別添

問1 「消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令」（平成22年総務省令第111号）の施行に伴い、型式失効する消火器を平成24年1月1日以降にリースとして貸し出すことは可能か。

（答）

リースは販売に該当し、消防法第21条の2第4項に抵触するため、平成24年1月1日以降に新たに貸し出すことはできない。

ただし、既にリース契約により平成23年12月31日までに防火対象物に設置された消火器については、リース契約期間中に限り、経過措置により消防用設備等として当該防火対象物に設置し続けることができる。

なお、「販売」とは、「対価を得て他人にある財産権（金銭的価値のある権利）を移転すること」をいい、リース契約は一定の対価と引き替えにその物の使用収益権を一定期間譲渡する賃貸借契約であることを踏まえると、有償による財産権の移転すなわち「販売」に該当するものである。

問2 低放射ガラス（通称Low-Eガラス）とは、基板（板ガラス等）に金属粒子を一様に薄く付着させて表面に薄膜を形成し、日射熱を反射し紫外線の透過を抑えさせたガラスである。

薄膜は、「パイロティック製法」によるものと、「スパッタリング製法」によるものがあり、いずれも基板の表面に非常に薄く形成されている。（※）

当該低放射ガラスを開口部に用いた場合に係る消防法施行規則第5条の2第2項第3号後段「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」の取扱いについては、いずれの製法による場合においても薄膜が基板の強度を変えるものではないと判断し、基板と同等なものとして取り扱ってよろしいか。

（答）

いずれの製法による場合においても、基板と同等なものとして取り扱ってさしつかえない。

なお、「合わせガラスに係る破壊試験ガイドラインの策定及び無窓階の判定等運用上の留意事項について（通知）」（平成19年3月27日消防予第111号）第1に準じて実施された「ガラス破壊試験の結果」は参考のとおり。

※ 「パイロティック製法」は、ガラスの製造工程において基板に金属（酸化せず）の薄膜を形成するもので、「スパッタリング製法」は、製造された基板に金属の薄膜（酸化亜鉛・銀）を形成する方式である。

形成された薄膜の厚みは、「パイロティック製法」によるものについては、約 350 nm、「スパッタリング製法」によるものについては、約 179 nm 程度の非常に薄いものである。

問3 消防法施行規則第20条第4項第16号の2に規定する「防護区画内の圧力上昇を防止するための措置」として避圧口を設ける場合の開口部の面積算定方法について、FK5-1-12を用いたハロゲン化物消火設備を設置する場合の当該算定方法をご教示願いたい。

(答)

当面、以下によらねたい。

$$A = 580 \cdot Q / \sqrt{P - \Delta P}$$

A：避圧口面積（平方センチメートル）

Q：噴射ヘッドからの最大流量（kg/秒）

P：防護区画の許容圧力（パスカル）

$\Delta P$ ：ダクトの損失（パスカル）

※避圧口を外部に面して設ける場合にあつては、必要に応じて外気風圧等の影響を考慮した設計を行うことが望ましい。

問4 火災通報装置を自動火災報知設備と連動させる場合の取扱いについては、「火災通報装置の設置に係る指導・留意事項について」（平成8年8月19日消防予第164号）により運用しているところであるが、「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成20年12月26日総務省令第156号）第2条第2号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備で、「特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成20年12月26日消防庁告示第25号）第2第5号ただし書の規定により受信機を設けない場合、同通知別添2第3.2.（3）「連動停止スイッチを受信機直近に別箱で設置する場合の電源は、受信機から供給されていること。」の規定については、「受信機」を「火災通報装置」と読み替えることとしてよいか。

(答)

お見込みのとおり。

問 5 消防法施行規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号りの規定に基づき、放送設備を使用して地震動予報等に係る放送を行う場合、停電時においては放送設備の非常電源を使用して地震動予報等に係る放送を行うこととしてよいか。

(答)

お見込みのとおり。

問 6 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検結果報告について、点検に従事した者が複数名いた場合、点検に従事した者の住所、氏名、資格等を平成 16 年 5 月 31 日消防庁告示第 9 号別記様式第 3 の点検者一覧表等の別紙に記載し、別記様式第 1 の点検結果報告書に添付し報告することとしてよいか。

(答)

お見込みのとおり。

Low-E複層ガラス 破壊試験結果一覧表

供試体ガラス			打撃高さ	一次破壊試験			二次破壊試験※2
				打撃1回目	打撃2回目	打撃3回目	
① フロート板ガラス呼び厚6ミリ(Low-E※1) +空気層6ミリ +フロート板ガラス呼び厚6ミリ	Low-Eガラスを 加撃面とする	供試体①-1	0.7m(片手)	△	△	△	○
		供試体①-2		△	△	△	○
		供試体①-3		△	△	△	○
		供試体①-4		△	△	△	○
② フロート板ガラス呼び厚6ミリ(Low-E※1) +空気層6ミリ +網入り板ガラス呼び厚6.8ミリ	Low-Eガラスを 加撃面とする	供試体②-1	0.7m(片手)	△	△	△	○
		供試体②-2		△	△	△	○
		供試体②-3		△	△	△	○
		供試体②-4		△	△	△	○
③ フロート板ガラス呼び厚6ミリ(Low-E※1) +空気層6ミリ +耐熱ガラス呼び厚5ミリ	Low-Eガラスを 加撃面とする	供試体③-1	0.7m(片手)	△	△	△	○
		供試体③-2		△	△	△	○
		供試体③-3		△	△	△	×
		供試体③-4		△	△	△	○
		供試体③-5		△	△	△	○
		供試体③-6		△	△	△	○
④ フロート板ガラス呼び厚6ミリ(Low-E※1) +空気層6ミリ +フロート板ガラス呼び厚6ミリ	非Low-Eガラスを 加撃面とする	供試体④-1	0.7m(片手)	△	△	△	○
⑤ フロート板ガラス呼び厚6ミリ(Low-E※1) +空気層6ミリ +網入り板ガラス呼び厚6.8ミリ	非Low-Eガラスを 加撃面とする	供試体⑤-1	0.7m(片手)	○	○	○	○

一次破壊試験(×:無傷 △:1cm未満のクラック等 ○:貫通又は1cm以上のクラック等)

二次破壊試験(×:規定の開口を確保することができなかった ○:規定の開口を確保することができた)

板硝子協会が、日本板硝子株式会社及び大阪市消防局の協力により平成23年10月18日～19日に試験実施。

※1 パイロティック製法により板ガラス製造工程において、光学膜(酸化せず)(厚さ約350nm)を製膜する方式による、Low-Eガラスを使用。

※2 二次破壊試験の打撃位置にあつては、供試体の左上隅部の位置とした。